



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定の取消し……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 都道の区域変更……………三
- …(建設局道路管理部路政課)…三
- 告 示 (公)
- 警備員等の検定の実施(二件)……………五
- 警備員指導教育責任者講習の実施(三件)……………六
- 機械警備業務管理者講習の実施……………二
- 技能検定員審査の実施……………三
- 公 告
- 土地区画整理事業の換地処分……………三
- …(都市整備局市街地整備部区画整理課)…三
- 開発行為に関する工事完了……………三
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…三
- 里山保全地域の区域の拡張案及び保全計画の変更案……………三
- …(環境局自然環境部緑環境課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………四
- …(同)…四

告示

- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)…四
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)…五

東京都告示第千二百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和二年九月二十三日	(一)次に掲げる地番の全部	延長 五五四・〇〇 幅員 一六・〇〇
		昭島市宮沢町一丁目二百四十番十三、三百十一番九、三百十二番三、同番四、三百十四番六、同番七、三百十五番十二、同番十八、同番十九、同番二十九、同番三十九、同番三十九、同番三十九	

- 二、同番三十三、三百二十三、三百二十一、同番二十五から同番三十一まで、三百二十三番二、三百二十三番三、三百二十九番三、三百三十三番三、三百三十一番六、三百三十六番六から同番八まで、三百三十七番十七、同番十九、同番二十、同番二十二、同番二十四、同番二十六から同番二十八まで、三百四十一番三十三、三百四十三番三、同番六、三百四十五番五、同番七、同番九から同番十一まで、三百四十六番二、上川原町一丁目三十八番九、同番十、三十九番四から同番七まで、四十一番二、同番三、四十三番二、五十一番三、五十三番三、五十五

- 番二、五十六番二、五十七番二、五十九番二、六十番二、六十一番七、同番八、六十二番六、同番七、二百三十九番十及び同番十四から同番十九まで
- (二) 次に掲げる地番の一部
- 昭島市宮沢町一丁目三百十四番七地先、三百二十三番二、三百二十九番二、三百三十三番三、三百四十三番三地先、三百四十五番三、同番七地先、三百四十七番二、上川原町一丁目三十八番九地先、五十一番三地先、五十七番二地先及び六十一番八地先

●東京都告示第千二百六十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

なければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区八重洲一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

座標値一覧

地点	X	Y
1	-35430.495	-5481.581
2	-35438.838	-5464.874
3	-35442.637	-5463.617
4	-35469.887	-5477.424
5	-35464.212	-5488.605
6	-35450.423	-5481.656
7	-35446.444	-5489.537

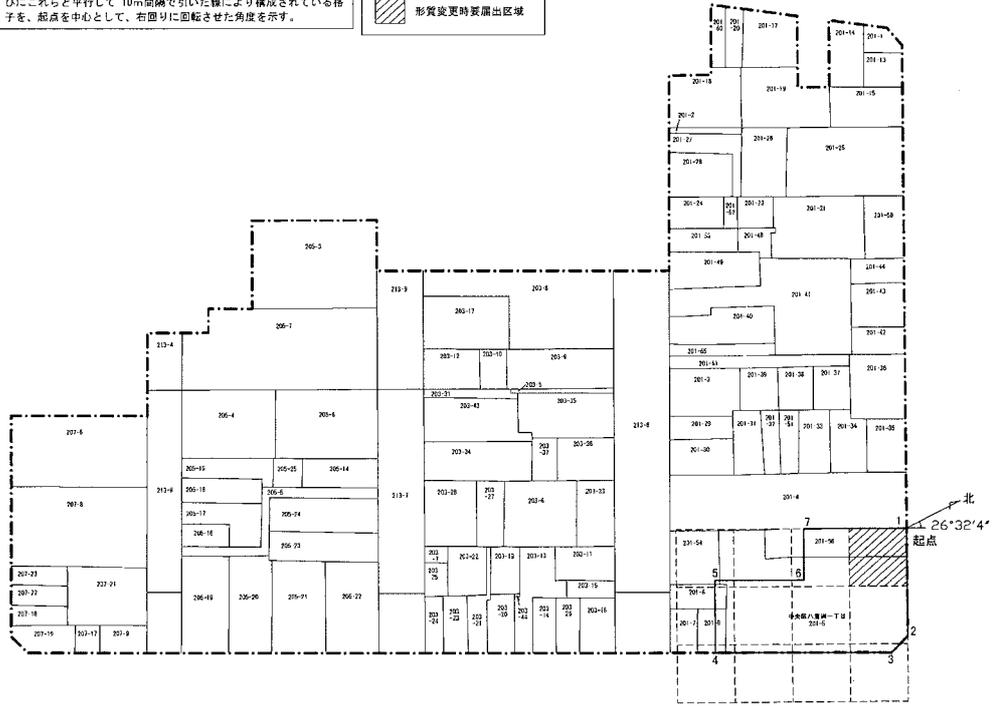
【起点】
 起点は、座標値 (X=-35430.495, Y=-5481.581) とする。

【格子の回転角度 (28度32分4秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 境界線
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形状変更時要届出区域

※表中の座標値は、世界測地系座標により作成した。



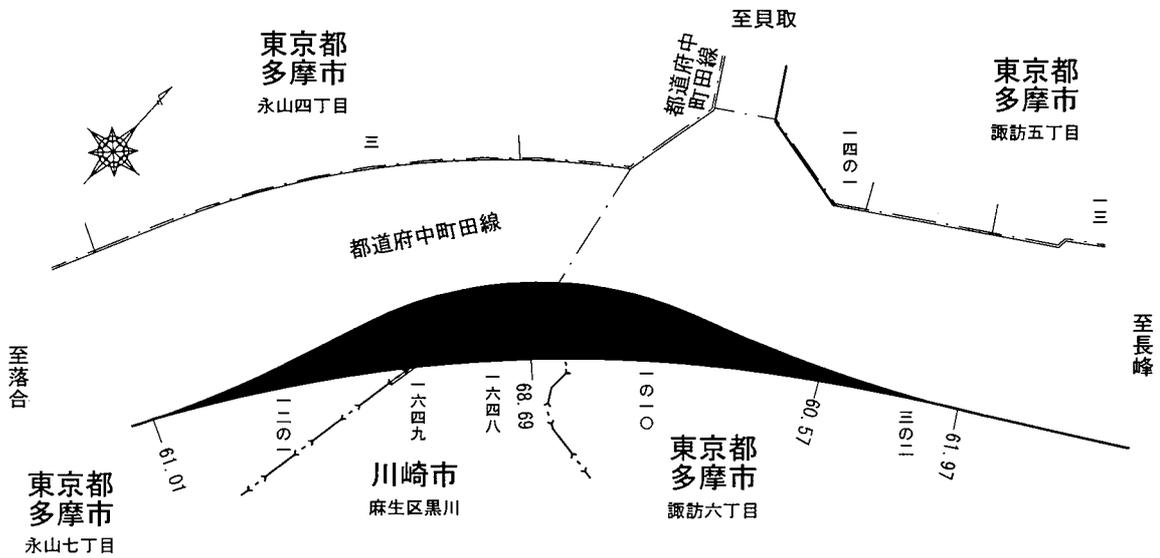
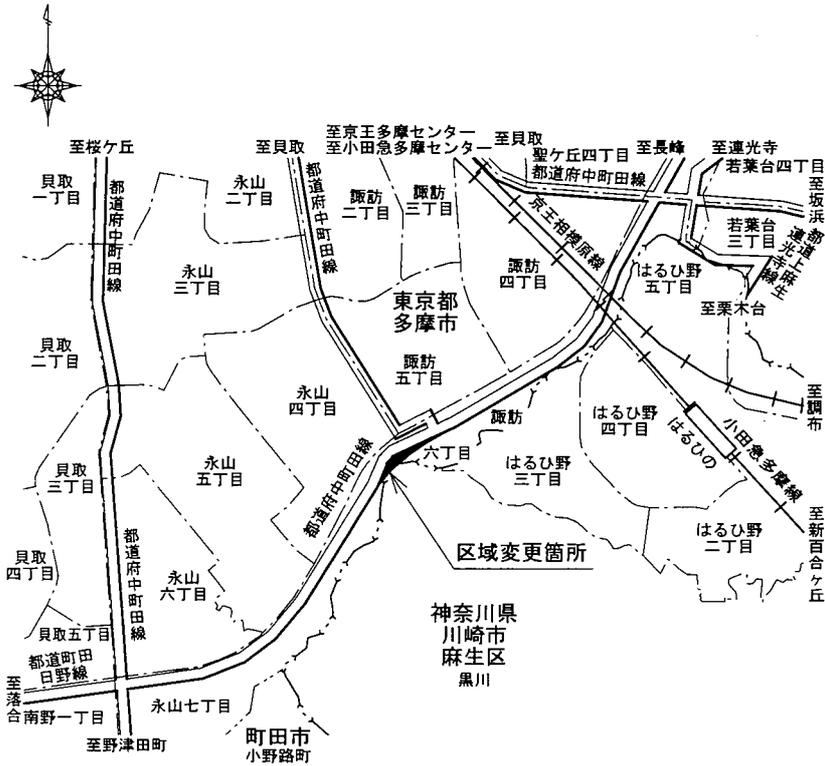
●東京都告示第千二百六十六号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和二年十月九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和二年十月九日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 府中町田
 二 変更の区間 多摩市諏訪六丁目三番二地内から同市永山七丁目十二番一地先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道府中町田線区域変更略図
多摩市諏訪六丁目～永山七丁目

都道
編入区域

延長 二九六・二七メートル
面積 三、六一一・七五平方メートル



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第302号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月9日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和3年1月30日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和3年2月27日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務（雑踏警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和2年12月14日（月曜日）及び同月15日（火曜日）の2日間
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

6 申請手続

(1) 受付期間

令和2年12月23日（水曜日）から同月25日（金曜日）までの3日間
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 13,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03（3581）4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第303号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月9日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和3年1月30日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和3年2月27日（土曜日）

<p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務(以下「交通誘導警備業務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定(以下「1級検定」という。)</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者 (1) 規則第4条に規定する2級の検定(交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの (2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和2年12月16日(水曜日)及び同月17日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p>	<p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和2年12月23日(水曜日)から同月25日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p>	<p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。) ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 14,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第304号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習を管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。 令和2年10月9日</p>
--	---	--

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 講習の実施期間及び時間

令和3年3月16日(火曜日)から同月24日(水曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)

4 講習予定人員

150名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に

係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日
令和3年2月15日(月曜日)及び同月16日(火曜日)の2日間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話
一般社団法人東京都警備業協会
電話 03(3837)2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和3年3月2日(火曜日)までの間
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

<p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p>	<p>(1) 受講料納入の受付期間 令和3年3月9日(火曜日)及び同月10日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第305号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。 令和2年10月9日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子</p> <p>記 1 講習の実施期間及び時間 令和3年1月13日(水曜日)から同月20日(水曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 100名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員</p>
--	--	---

<p>等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日</p> <p>令和2年12月7日（月曜日）及び同月8日（火曜日）の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法</p> <p>受講対象者のうち80名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>電話受付予約終了後から令和2年12月22日（火曜</p>	<p>日）までの間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務</p>	<p>従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付日</p> <p>令和3年1月5日（火曜日）及び同月6日（水曜日）の2日間</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料</p>
---	--	---

38,000円

9 問合せ先

- (1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (5818) 6070
- (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第306号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月9日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 講習の実施期間及び時間

令和3年2月8日(月曜日)から同月12日(金曜日)までの4日間(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住

宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)

4 講習予定人員

140名

5 受講対象者

法第2条第1項に定める警備業務のうち、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)

又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)

の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)

に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)

の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)

に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同

等以上の知識及び能力を有すると認め次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)

第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)

に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)

に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和3年1月7日(木曜日)及び同月8日(金曜日)の2日間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (3837) 2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち110名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

<p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和3年1月22日(金曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>エ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合</p>	<p>格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>エ 前記6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記6の(3)のウに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前記6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前記6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間</p>	<p>令和3年2月1日(月曜日)及び同月2日(火曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 23,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第307号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和2年10月9日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和3年3月2日(火曜日)から同月5日(金曜日)までの4日間 午前9時から午後5時まで</p>
--	--	--

<p>2 講習の実施場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習予定人員 40名</p> <p>4 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和3年1月29日(金曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>5 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和3年2月12日(金曜日)の間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 機械警備業務管理者講習申込書 1通</p> <p>6 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和3年2月22日(月曜日)から同月24日(水曜日)までの2日間(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p>	<p>日)までの2日間(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 39,000円</p> <p>7 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第308号 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和2年10月9日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記</p> <p>1 審査の種類 普通自動車免許技能検定員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。</p>	<p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和2年11月9日(月曜日)から同月13日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p>
--	---	--

- (2) 受付日時
令和2年10月22日(木曜日)及び同月23日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで
- (3) 受付場所
警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)

(4) 申請に関する注意事項

- ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和2年10月12日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- イ 写真は、申請書に貼り付けること。
- ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
- エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

- 19,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

- (1) 携行品
 - ア 運転免許証
 - イ 筆記用具
 - ウ 黒色又は青色のボールペン
 - エ 赤色のボールペン
- (2) 服装
自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03(3581)4321 内線7250-5264

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業施行者江戸川区代表者江戸川区長斉藤猛から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年十月九日

東京都知事 小 池 百合子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

- 西東京市南町六丁目千三百八十七番二、同番二地先、同番三、同番十、同番十八、同番十九及び千三百八十八番二十九
- 西東京市東伏見三丁目六番十九号
- 代表取締役 小寺 一裕
- 小平市仲町二百六十七番二十六番三号
- 株式会社東栄住宅

代表取締役 佐藤 千尋
武蔵野市関前二丁目九百七十八番一及び同番三
十五番地一
武蔵開発株式会社
代表取締役 深松 優

里山保全地域の区域の拡張案及び保全計画の変更案について

東京における自然の保護と回復に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。)第十条七条第一項第三号の規定に基づき指定した里山保全地域について、区域の拡張案及び保全計画の変更案(当該区域の拡張部分を含む保全計画の案をいう。以下同じ。)を次のとおり策定したので、同条第十項及び第十八条第四項においてそれぞれ準用する条例第十七条第四項並びに東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十九号)第十八条において準用する同規則第九条の規定により公告し、縦覧に供する。

令和二年十月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 保全地域の区域の拡張案
 - (一) 種別 里山保全地域
 - (二) 名称 連光寺・若葉台里山保全地域
 - (三) 位置 多摩市の東部に位置する連光寺地区及び稲城市の西部に位置する若葉台地区にまたがる既指定地に隣接する地域
 - (四) 拡張しようとする土地の区域 別表及び別図一に示す区域
 - (五) 拡張しようとする土地の面積 一万六千三百七十一

二 保全計画の変更案の概要

(一) 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の北部に位置し、多摩川の支流に当たる谷戸川水系の流域に含まれる。多摩丘陵の北部は、昭和四十年代から多摩地区で進められた新住宅市街地開発事業(多摩ニュータウン計画)によって宅地化が進み、そのほとんどが造成されている。しかし、当区域の位置する都道百三十七号線の東側の一部は、新住宅市街地開発事業の対象から外れた場所に当たり、現在でも樹林地、耕作地、休耕地の湿地等が残存する場所となっている。

当区域の谷戸及び樹林地には、植物のタマノカンアオイ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が分布し、谷戸の湿地はエゾノサヤヌカグサ、昆虫類のヘイケボタル及びキイロジョウカイ、魚類のホトケドジョウ、底生動物のマメシジミ類及びヤマサナエ等希少な動植物が残存する場所となっている。特に、谷戸の湿地では、キバサナガイ(絶滅危惧Ⅰ類(環境省)、絶滅危惧Ⅰ類(東京都))、ナタネキバサナガイ(絶滅危惧Ⅱ類(環境省)、絶滅危惧Ⅱ類(東京都))及びミズコハクガイ(絶滅危惧Ⅱ類(環境省)、絶滅危惧Ⅰ類(東京都))が非常に高い密度で発見されており、陸産及び淡水産の貝類の生息地としては、都内唯一の稀有な湿地環境となっている。

また、谷戸の水域では、外来種のアメリカザリガニが確認されていない点も特徴として挙げられる。水域

の外来種が少ないことが、生物多様性及びかつての多摩丘陵の生物相が保全されている理由の一つと考えられる。

当区域の谷戸は、湿地の集水域を構成しており、そのうちの南西部は、主に農地として利用され、湿地への水源涵養の機能を果たしている。

(二) 自然の保護と回復のための方針

高密度に生息するキバサナガイ、ナタネキバサナガイ及びミズコハクガイを含む淡水産及び陸産貝類の生息環境の保全を図るとともに、残された多摩丘陵の里山環境を保全していく。

また、野生動植物保護地区を指定し、希少な動植物をはじめとした里山環境の生物相を保全する等生物多様性に資する取組を行っていく。

ア 希少な生物の保全

キバサナガイ、ナタネキバサナガイ、ミズコハクガイ等の貝類の生息環境である谷戸の湿地は、研究者との連携を維持し、継続的に観測を行いながら保全する。

イ 水辺性の里山環境の保全

多摩丘陵の里山環境にみられるシュレーゲルアオガエル、ホトケドジョウ、エゾノサヤヌカグサ等の生息・生育環境保全のため、適切な管理と継続的な観測を行いながら保全する。

ウ 里山環境の保全

周辺の樹林環境との連続性に配慮し、多摩丘陵において人との関わりの中で形成されてきた里山環境を保全する。

タマノカンアオイ、キンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が生育する樹林の適切な管理と継続的な観測を行いながら保全する。植栽地等は、計画的にコナラ及びクスギが優占する落葉広葉樹林の形成を図る。

また、現状の草地環境も保全する。

エ 農地の保全

里山環境の一部を構成する農地の保全を図り、湿地への水源涵養機能その他の自然環境が有する多様な機能の保全を図る。

農地は、基本的に地権者及び農地利用者が継続して営農する。営農に際しては、里山環境保全の視点から、農薬等の使用を控える等のルールや、草刈り等の日常の管理作業に係るルールを検討する。

また、都民ボランティア等が積極的に営農に参加し、協力できるような、都民ボランティア等との協働関係を形成する。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、本計画に基づいて実施する保全事業については、規制の対象としない。

人の立入りから動植物を保護するため、湿地部を歩く経路を定める等の対策をとる。

(四) 植生管理に関する事項

当区域を保全し、活用していくに当たり、植生の現状を把握した。

これを踏まえ、(二)の方針に基づき、区域ごとに目標
 植生及び植生の管理方針を定めた。これに従い、それ
 ぞれの地域の地形、土壌、目標とする景観又は生物環
 境の特性及び利活用の計画を考慮しながら、具体的な
 管理方針を検討していく。

この具体化された管理方針に基づき、樹林管理(皆
 伐、除伐、下草刈り、落葉掻き等)及び湿地管理(草
 刈り、水量調整、水田耕作等)を都民と協働しながら
 継続的に実施する。

また、耕作地及び果樹園については現状の耕作を継
 続する。当該管理の作業の成果については、継続的に
 観測し、植生管理に活用していく。

ア 里山環境保全エリア

(ア) コナラ林

林床の注目すべき種を保全するため、林床の下
 刈りを冬季(十二月及び一月)に実施する。林床
 植物や低木が繁茂している場所は、夏季(七月)
 に実施する。下刈りをする場合は、タモノカンア
 オイへの影響がない様に、必要な場所では目印を
 つける等の配慮を行う。

林縁や宅地等に近い場所には、ヤブを残す場所
 も設定する。

長期的には環境に配慮しながら皆伐による森林
 の更新を図る。

イ 湿地環境保全エリア(野生動植物保護地区)

(ア) コナラ林

必要に応じ裾刈りや間伐を行う。樹林と湿地の
 状況を見ながら、順応的な管理を行う。

(イ) マダケーハチク林

現状の竹林が拡大しないようにする。一平方メ
 ートルに一、二本の密度にする。若い竹を残すよ
 うにし、若い竹林を維持する。

湿地の下流部の竹林は、ハンノキなどの湿性林
 に転換し、ヘイケボタル等の生息環境として住宅
 地からの光を遮る緩衝帯としての役割を検討する。

(ウ) モウソウチク林

現状の竹林が拡大しないようにする。三平方メ
 ートルに一、二本程度の密度にする。若い竹を残
 すようにし、若い竹林を維持する。

モウソウチクは根が浅く、斜面崩壊する可能性
 があるため、急傾斜地のモウソウチク林は、深根
 性の常緑樹に少しずつ転換する。

(エ) 荒地雑草群落

水田環境に依存する生物の保全を目的とした耕
 耘を行い、湿地化を図る。

湿地に隣接するため、年に二、三回程度刈取り
 を行い、背丈が高くない草生地環境を維持する。

(オ) アズマネザサ群落

現状の群落が拡大しないようにする。

(カ) ヨシ群落

基本的には手を加えない。

ヤナギ類などの木本類が侵入した場合は、蒸散
 量を抑える目的から状況を見ながら適宜伐採する。

貝類を継続的に観測し、専門家の意見を聴きな
 がら、風通しを良くする等の対策を適宜行い、順
 応的な管理を行う。

(キ) ガマ群落

基本的には手を加えない。

ヤナギ類などの木本類が侵入した場合は、蒸散
 量を抑える目的から状況を見ながら適宜伐採する。

貝類を継続的に観測し、専門家の意見を聴きな
 がら、順応的な管理を行う。

(ク) キシヨウブ群落

複数年かけてキシヨウブを除去し、低茎の湿性
 草地への移行を図る。

ヨシ、ガマ等の高茎湿性草地が拡大する場合は、
 広がり過ぎないように状況を見ながら適宜除去する。
 貝類の生息環境に配慮しながら、順応的な管理
 を行う。

(ケ) ミゾソバ群落

谷中央部から上流部にかけては、ヨシ、ガマ等
 の高茎草地化を図る。しかし、広がり過ぎないよ
 う状況を見ながら順応的な管理を行う。

現状を見守りながら、必要に応じて部分的に耕
 耘するなどの、順応的な管理を行う。

(コ) エゾノサヤヌカグサ群落

現状を見守りながら、必要に応じて部分的に耕
 耘するなどの、順応的な管理を行う。

(サ) セリ群落

現状を見守りながら、水路に落ち葉などが堆積
 した場合には掻き取り、湿潤な状態を維持す
 る。

(シ) 水田環境

カエル類やホトケドジョウ等の水田環境に依存

する生物の保全を目的とした水田耕作を行い、畦畔植生の回復を図る。

水田環境の状況を見ながら順応的な管理を行う。

(ス) 開放水面

現状を見守りながら、堆積物が多い場所の泥を寄せるなどの、順応的な管理を行う。

流水箇所については、生物や水の状況を確認しながら、現状を維持する。

(セ) 野生動植物保護地区の管理方針

キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ、ヒメアカネ、ヘイケボタル、ホトケドジョウ、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シレーゲルアオガエル等の希少種が生息する湿地全域を一つのビオトープユニット(動植物の生息空間)として捉え、一体的な管理を行う。

湿地の外周部に柵を設け、閉鎖管理を行うことにより、希少種の持ち去り行為やオーバーユース(地区への過剰な立入り)を防ぐ。

アメリカザリガニ等の外来種の侵入に備え、湿地の観測を継続的に行い、外来種を確認した場合には、直ちに排除する。

開放水面については、堆積物が見られた場合に泥を寄せるなどし、現状を維持する。ホトケドジョウの見られる水の流れについても堆積によるせき止めが見られた場合に速やかに原状復旧等を行う。

荒地雑草群落を耕耘し、湿性草地として湿地化する等、湿地部の乾燥化を防ぐ。

外周樹林の拡大を防止するとともに、林縁の日当たりを配慮し、ヘイケボタル、ヒメアカネ等が生息する日陰の湿地を維持する。

カエル類、ホトケドジョウ等の生息する水田環境を保全するための耕作等を行う。

ウ 農地環境エリア 一

(ア) コナラ林

農地に隣接する樹林地の林床は、明るい林床を維持するため、冬季(十二月及び一月)に下刈りを行う。

また、耕作地が日陰にならないように、裾刈りや間伐を行う。

(イ) モウソウチク林

農地に隣接する竹林は、竹林の密度を三平方メートル当たり一、二本程度に伐採する。伐採は、夏季(八月及び九月)に行うのが効果的である。

また、耕作地が日陰になったり、竹林が広がらないように裾刈りや間伐を行う。

(ウ) 畑地

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保全地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得るようとする。

都民ボランティアが耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。

(エ) 果樹園

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保全地域の主旨として、自然環境

を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得るようとする。

都民ボランティアが耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。

(オ) ススキ群落

ススキ群落として管理しながら、将来は農地への転換を検討する。

(カ) 荒地雑草群落

耕作地に隣接する場所では、一メートル程度の幅で年に二、三回程度刈り取りを行い、背丈が高くない草地環境を維持する。

その他の地域では、年に一回程度(二月)刈り取りを行い、ススキ草地等の高茎草地の環境を維持する。

エ 農地環境エリア 二

(ア) コナラ林

耕作地への日照等に配慮して樹林地を管理する。

(イ) マダケハチク林

隣接する屋敷裏の谷地形は、斜面崩壊、土砂流出等を防ぐため、現状の竹林を維持する。一平方メートルに一、二本の密度にする。若い竹を残すようにし、若い竹林を維持する。

竹を伐採し、低茎や高茎の多様な草地を形成し、水源涵養の役割と、生物の多様性を保全する。低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季(二月)に一回程度の刈り取りを行う。

竹を伐採し、低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地への転換を検討する。

草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季（二月）に一回程度の刈り取りを行う。

竹を伐採し、農地に転換する。場合によっては、周辺の果樹園と同様に、果樹園とすることも検討する。

(ウ) ススキ群落
低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地に転換を検討する。

草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季（二月）に一回程度の刈り取りを行う。

(エ) 荒地雑草群落
平坦地は、農地に転換する。斜面地や作業道などは低茎草地として維持する。

草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季（二月）に一回程度の刈り取りを行う。

低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地に転換を検討する。

草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季（二月）に一回程度の刈り取りを行う。

(オ) クズ群落
農地に転換する。場合によっては、周辺の果樹園と同様に、果樹園とすることも検討する。

(カ) アズマネザサ群落
平坦地は農地に転換する。斜面地や作業道など

は低茎草地として維持する。

(キ) 外来雑草群落
低茎や高茎の多様な草地を形成し、水源涵養かんようの役割と、生物の多様性を保全する。低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季（二月）に一回程度の刈り取りを行う。

低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地に転換を検討する。

草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季（二月）に一回程度の刈り取りを行う。

平坦地は、農地に転換する。斜面地や作業道などは低茎草地として維持する。

農作業や環境学習等を行うに当たって必要となる施設の整備や低茎草地等の維持を行う。

施設整備に当たっては、雨水の浸透に配慮する。

(ク) 畑地及び果樹園
現状を維持する。

(ケ) 緑の多い住宅地
低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地への転換を検討する。

草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季（二月）に一回程度の刈り取りを行う。

オ 里山環境回復エリア 一
コナラ林
林床を明るくする区域、鳥類等の繁殖地としてヤブを残す区域等の区域を設定した管理を行う。林床

を明るくする区域では、夏季（七月）と冬季（十二月及び一月）に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アズマネザサが密生しすぎないように、様子を見ながら二年から三年に一回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。高木については、密生する場所では間伐を行う。

カ 里山環境回復エリア 二
(ア) コナラ林
林床を明るくする区域、鳥類等の繁殖地としてヤブを残す区域等の区域を設定した管理を行う。林床を明るくする区域では、夏季（七月）と冬季（十二月及び一月）に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アズマネザサが密生しすぎないように、様子を見ながら二年から三年に一回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。高木については、密生する場所では間伐を行う。

(イ) 植栽樹林
間伐と下刈りを行い、コナラ林へ移行する。ススキ群落に隣接する場所では、ススキ群落のまわりを考慮し、一部をススキ群落等に草地化することも検討する。

(ウ) 低木植栽
道路に囲まれた場所でサツキが植栽されている現状を維持する。

(エ) ススキ群落
ススキ群落、荒地雑草群落（低茎草地）の区域を設定して管理する。ススキ群落は年に一回程度（二月）刈り取りを行い、ススキ草地等の高茎草

地の環境を維持する。

荒地雑草群落(低茎草地)は、年に二、三回程刈り取り、背丈が高くない草地環境を維持する。

植栽樹林に隣接する場所では、植栽樹林のまわりを考慮し、群落の一部をコナラ林へ移行することを検討する。

(オ) 荒地雑草群落

天王森公園に隣接する場所では、年に二、三回程刈り取りを行い、背丈が高くない草地環境(低茎草地)を維持する。

ススキ群落に隣接する場所は、状況に応じて、ススキ群落とするか、低茎草地を広げるかを検討する。

(五) 施設に関する事項

農作業、環境学習、体験活動等を実施するに当たり、地域内にトイレ、休憩場所等の活動拠点施設や活動で使用する機材を収納する倉庫等の施設を必要に応じて設置する。

必要に応じて保全地域の活用を図り、環境学習を促進するために案内板、解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板、人の立入りを制限する柵等を設置する。

(六) 保全地域の活用その他の運営に関する事項

(二)の方針に基づき、植生管理、施設の整備、保全地域の活用等の保全事業を進めるために、都民ボランティア、専門家、地域住民、多摩市、稲城市、東京都等で構成する協議の場を定期的に設ける。

また、都民と協働して次のように利活用する。

ア 森林部分においては、動植物の生息・生育環境の保全を目的とし、都民のボランティア活動として除間伐、下刈り等を行い、樹林環境管理を行う。ボランティア活動により発生した材は、可能な限り資源として有効に活用する。

イ 谷戸部の一部は、希少な動植物の生息・生育環境の保全を目的として管理するため、利用を制限する。

また、多摩丘陵において里山として形成されてきた自然環境が、希少な動植物の生息・生育環境となつていくことから、その回復を図るため、草刈り、水田耕作等を行う。それらの作業に際しては、希少な動植物の生息・生育環境に影響のない範囲で、環境学習又は体験活動の場として活用する。

ウ 耕作地(民有地)は、地権者の協力を得ながら、環境学習又は体験活動の場として活用する。

耕作地(公有地)は、都民ボランティア、福祉団体、近隣の住民団体その他の多様な主体との協働により、農作業の場として活用するほか、環境学習や体験活動等の場として活用する。

エ アからウまでの活用を行うに当たっては、企業等が必要な人材又は資機材を提供するなどの社会貢献活動を行う場としての活用も検討する。

オ 希少な動植物や、生物多様性の保全に資する研究等の場として活用する。

(七) 野生動植物保護地区の指定に関する事項

貝類のキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイをはじめとする希少な湿地の生物を保

護するため、条例第二十五条第一項の規定に基づき、連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部の一部を野生動植物保護地区に指定する。

ア 指定区域 連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部の一部(別図二に示す区域)

イ 指定区域の面積 ○・二七ヘクタール

ウ 保護すべき野生動物の種類
条例第二十五条第三項の規定に基づき野生動植物保護地区内に生息する次に掲げる動物を、捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。

両生類 ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シユレーゲルアオガエルその他の両生類全種(外来種を除く。)

魚類 ホトケドジョウ
昆虫類 ヒメアカネ及びヘイケボタル
貝類 キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイ

(八) 区域別保全・利活用の方針

ア 里山環境保全エリア

(ア) 現況の自然特性
コナラ、シデ類及びヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。

林床にはタマノカンアオイ、キンラン、ササバギンラン、シュンラン等が生育する。一部にはアズマネザサが繁茂する。
ヒラタクワガタやキマダラカミキリ、アカシジ

ミ等も生息する。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クスギ・コナラ林の回復を図る。

クスギ、コナラ等に依存する生物の生息・生育空間の保全及び回復を図る。

(ウ) 利活用の方針

基本的に樹林地の管理と継続的な観測を行う。

コナラ林は、豊かな動植物の生息・生育環境になるように手入れする。

イ 湿地環境保全エリア

(ア) 現況の自然特性

谷戸の下流部は、水際の樹林地に覆われ、やや薄暗い環境を呈している。谷底面にはミゾツバ群落及びキシヨウブ群落が分布し、一部にやや乾燥化した荒地雑草群落や竹林等が分布する。ヒメアカネ、ヘイケボタル等やや薄暗い環境を嗜好する種類が見られる。

谷戸上流部から中流部では、谷底面にはヨシ、ガマ群落やエゾノサヤヌカグサ群落が分布する。希少な貝類が比較的良好に見られる場所で、キンヒバリ、キイロジョウカイ等が見られる。

最上流部は、現在はガマ群落やヨシ群落となっているが、平成二十三年まで水田環境が見られた。

また、アカガエル類及びシユレーゲルアオガエルの産卵場所並びにホトケドジョウの繁殖地となっており、シオヤトンボ等が見られる。

(イ) 保全の方針

柵の設置等を行い、希少種の保全を行う。

希少な貝類の生息環境を保全する。特に水環境の維持と外来種対策を行い、アメリカザリガニ等については継続的な監視を実施し、侵入が確認された場合には駆除する。

日陰の湿地を部分的に維持し、ヘイケボタル、ヒメアカネ等の生息環境を保全する。

水田環境の復元による里山景観と、カエル類やホトケドジョウをはじめとする水田環境の多様な生物相を保全する。

また、その多様な生物相を保全するため、生息が確認されている外来種のアライグマの駆除を行う。

周辺の樹林や竹林は適切に空間を管理し、湿地への拡大を抑制する。

コ克蘭の生育環境を保全する。

キシヨウブについては、湿地に生息する動物への影響を考慮しながら複数年かけて除去し、主に低茎の水生草地への移行を図る。

湿地内の荒地雑草群落は、耕耘を行い、湿地化を図る。

(ウ) 利活用の方針

基本的に立入りを制限し、立入りは湿地の管理と継続的な観測等の機会に限定する。

湿地の管理手法として、伝統的な水田管理の手法を用いる。管理の体制や影響の程度を見極めながら、当区域の希少性と価値を周知するための限

定的な活用を検討する。

ウ 農地環境エリア 一

(ア) 現況の自然特性

谷戸の集水域に位置し、水源涵養の役割を担うとともに、里山の様な景観を形成している。

放棄地や果樹園の草地にはクルマバツタ、シヨウリヨウバツタモドキ等が生息する。

(イ) 保全の方針

水源涵養の機能を保全する。

農地と草地環境を保全する。

現状の営農者を尊重しつつ、農薬の使用、施肥及び草刈りのルール作りを行う等の協力を得る。

(ウ) 利活用の方針

基本的に、現在の営農を継続して実施する。

営農者及び地権者との協議を行い、環境学習や体験活動等の場としての活用を検討する。

草地環境の維持管理を通して、当該区域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。

エ 農地環境エリア 二

(ア) 現況の自然特性

谷戸の集水域に位置し、水源涵養の役割を担う。指定時は、里山の様な景観を形成していたが、拡張時には休耕地や竹林が分布する。

休耕地はセイタカアワダチソウやオオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ等の外来雑草群落や低茎の荒地雑草群落が分布する。竹林は、マダケが優占し、屋敷林等にも侵入し拡大している。

(イ) 保全の方針

水源涵養の機能を保全するために、農地や草地環境等として維持管理する。

農地として利用を開始するまでは、草刈りを行い、草地環境を維持する。

竹林は、拡大を抑え、一部を草地に転換し、生物の多様性を図る。

(ウ) 利活用の方針

農作業の場として活用するほか、環境学習や体験活動等の場として活用する。

草地環境の維持管理を通して、当該地域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。

オ 里山環境回復エリア 一

(ア) 現況の自然特性

コナラ、シデ類及びヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。

林床のほとんどはアズマネザサが繁茂するが、尾根道脇にアマドコロ、樹林地の裾にキンラン等が見られる。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。

クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息・生育空間の保全及び回復を図る。

(ウ) 利活用の方針

当該区域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。

カ 里山環境回復エリア 二

(ア) 現況の自然特性

コナラ、ヤマザクラ等が植栽されて高木林となっているほか、ススキ草地が分布する。草地環境には、シヨウリヨウバッタモドキ等が生息する。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。

クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息・生育空間の保全及び回復を図る。

草地環境の維持及び管理を行う。

(ウ) 利活用の方針

当該区域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。

三 里山保全地域の区域の拡張案及び保全計画の変更案の縦覧

縦覧

(一) 縦覧の期間 令和二年十月九日から同月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

(二) 縦覧の時間 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

(三) 縦覧の場所

ア 東京都環境局自然環境部緑環境課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

イ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号

ウ 多摩市環境部公園緑地課

多摩市関戸六丁目十二番地一

エ 稲城市都市建設部土木課

稲城市東長沼二千百一十一番地

四 意見書の提出

(一) 里山保全地域の区域の拡張案及び保全計画の変更案について意見のある当該地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができ。

(二) 意見書には、意見の要旨並びに氏名及び住所を記載すること。

(三) 意見書の提出先

東京都環境局自然環境部緑環境課

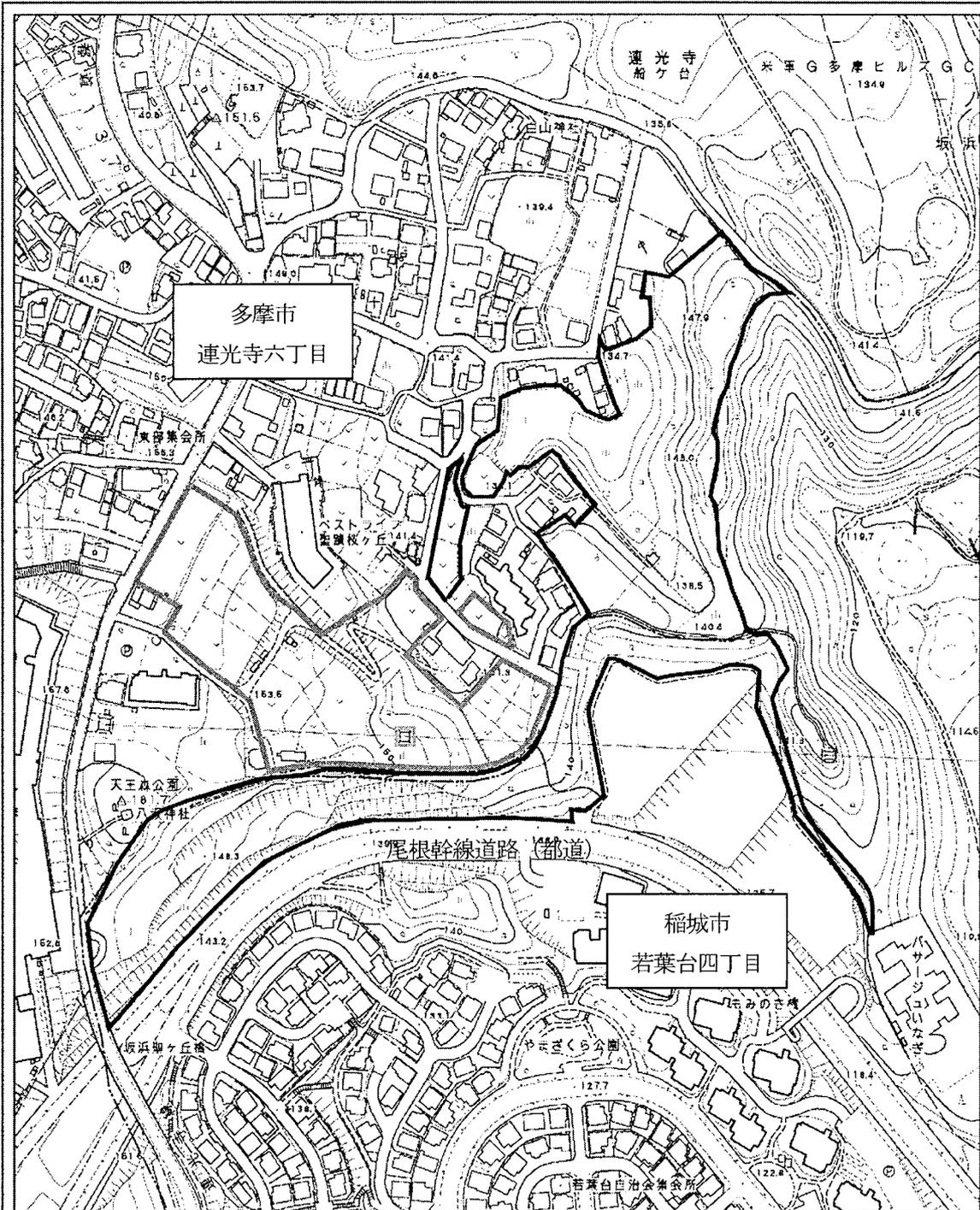
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

別表

多摩市連光寺六丁目十一番一、十二番三、十二番五から十二番九まで、十二番十一から十二番十三まで、十二番十五、十二番十六、十六番九、十七番二、十七番四、十七番七及び十七番八

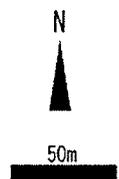
別図一

連光寺・若葉台里山保全地域 区域図



凡例

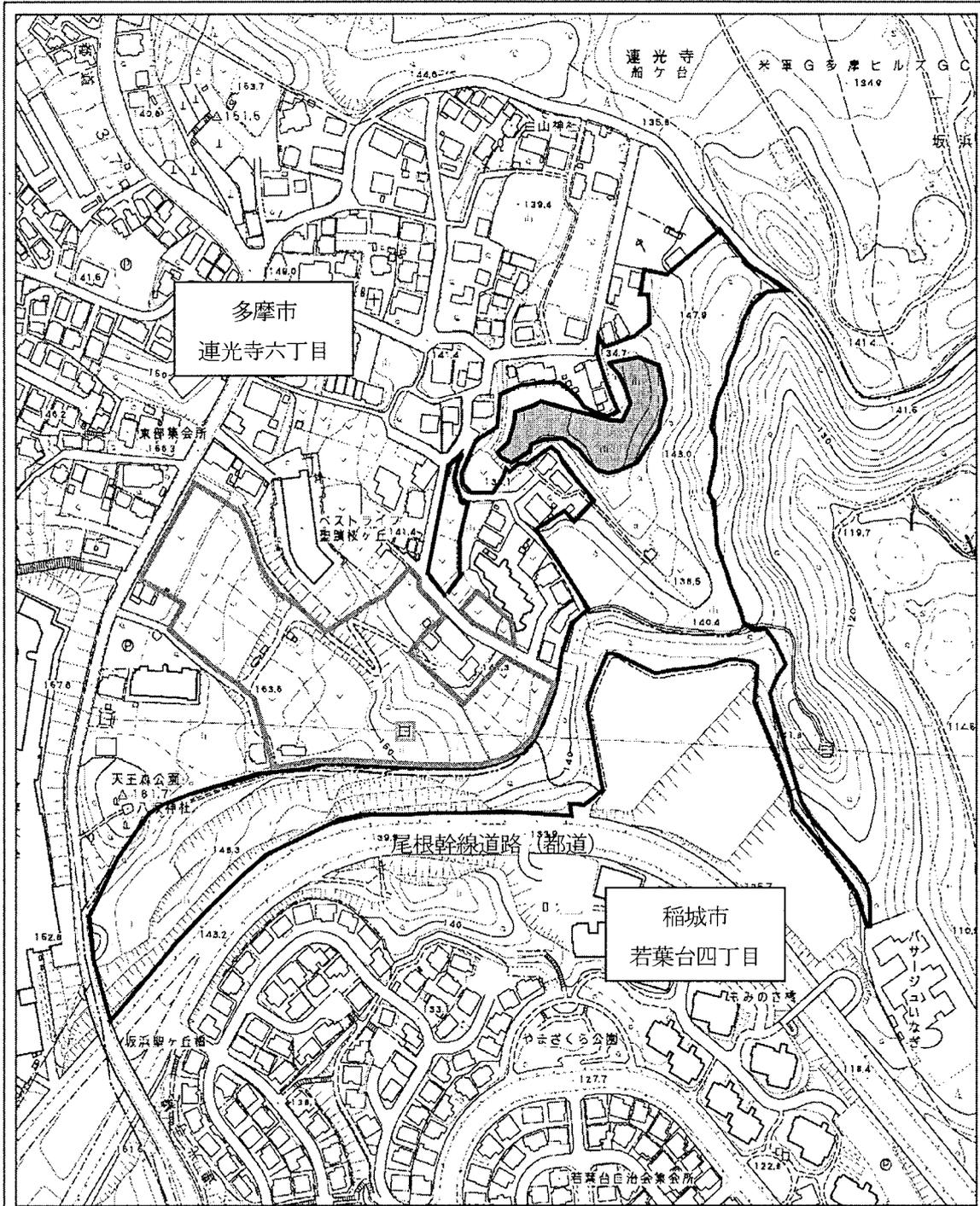
	既指定区域
	拡張する区域



「東京都縮尺 1/2,500 地形図」を元に作成

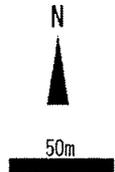
別図二

野生動植物保護地区対象地



凡例

	既指定区域
	拡張する区域
	野生動植物保護地区



「東京都縮尺 1/2,500 地形図」を元に作成

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年十月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和二年十月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 堀之内センター商業ビル
- 二 店舗所在地 八王子市別所二丁目一番地二
- 三 設置者名 新都市センター開発株式会社
- 四 設置者住所 多摩市鶴牧一丁目二十四番地一
- 五 変更前の設置者の代表者名 嶋田 征次
- 六 変更後の設置者の代表者名 関口 律
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社三和ほか十二名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社三和ほか十二名

- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社三和ほか五名

十 変更前の小売業者の住所 町田市森野五丁目十八番二号(株式会社三和)ほか

十一 変更後の小売業者の住所 町田市金森四丁目一番地二号(株式会社三和)ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名 小山 克己(株式会社三和)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 小山 真(株式会社三和)ほか

十四 変更日 令和二年七月三日ほか

十五 届出日 令和二年九月七日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間 令和二年十月九日から令和三年二月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 アクロスプラザ東久留米
- 二 店舗所在地 東久留米市上の原二丁目三百三十三番三
- 三 設置者名 株式会社S M B C 信託銀行
- 四 設置者住所 港区西新橋一丁目三番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 野田 浩一
- 六 変更後の設置者の代表者名 荻野 浩三

- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社チヨダ

八 変更前の小売業者の代表者名 澤木 祥二

九 変更後の小売業者の代表者名 杉山 忠雄

十 変更日 (令和二年五月二十一日ほか) 令和二年九月十日

十一 届出日 令和二年九月十日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和二年十月九日から令和三年二月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 アクロスプラザ八王子大船
- 二 店舗所在地 八王子市大船町千九番地
- 三 設置者名 芙蓉総合リース株式会社
- 四 設置者住所 千代田区麴町五丁目一番地一
- 五 変更前の設置者住所 千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号
- 六 変更後の設置者住所 千代田区麴町五丁目一番地一
- 七 変更日 令和二年六月一日
- 八 届出日 令和二年九月十日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

イーアス高尾

二 店舗所在地

八王子市東浅川町五百五十番地一

三 設置者名

大和ハウス工業株式会社

四 設置者住所

大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社三和ほか六名

六 変更前の小売業者の住所

町田市森野五丁目十八番二号(株式会社三和)

七 変更後の小売業者の住所

町田市金森四丁目一番二号(株式会社三和)

八 変更前の小売業者の代表者名

小山 克己(株式会社三和) ほか

九 変更後の小売業者の代表者名

小山 真(株式会社三和) ほか

十 変更日

令和二年五月十五日ほか

十一 届出日

令和二年九月十日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
令和二年十月九日

一 店舗名

東京都知事 小 池 百合子
(仮称)日立自動車教習所跡地計画

二 店舗所在地

小平市上水本町四丁目千四百八十番一 ほか

三 設置者名

大和情報サービス株式会社

四 意見書

提出者及び住所

学校 小平市

イ 概要

日立自動車教習所跡地に大規模小売店舗が建設されるが、自動車の来店経路が商品搬入車も含めて北側の五日市街道からの導入のみとなっていることから、生活環境の悪化を危惧しており、安全確保のための人的配置を要望する。人的配置場所として、小平市上水本町四丁目付近の二か所を要望する。

ウ 収受日

令和二年九月七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和二年十月九日から同年十一月九日まで。ただし、東京都の休日に関する

七 縦覧時間

条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六條の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七條の規定により公告する。
令和二年十月九日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は名称 新事業所 旧事業所 所在地 所在地

令和二年七月 四五六四 有明建設 足立区東和 港区高輪二丁目十六番 五丁目九番 三十四一六 六号

同日 五一五一 株式会社 ライフイット 足立区本木 葛飾区東金町五丁目三 二番一号 十九番七号

同日 五六一三 株式会社 ブレイブ 足立区保木 足立区一ツ家一丁目二 十三番五号 十番十六号

同日 二七八 株式会社 ミツエイ 足立区一ツ家一丁目二 十三番五号 十番十六号

二 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
令和二年七月二日	二九六一	株式会社 創進設備	長澤良太郎	田邊 定治
同日	一二四一	株式会社 クリマテック	前原 邦彦	西田 文明
令和二年七月七日	二八二八	日本メック株式会社	白井 賢	今泉 正義
同日	五四七九	株式会社 さくらw orks	田山 賢司	鍋田 航
同日	二七四〇	三光熱学株式会社	鈴木 守	鈴木 茂
同日	四三四五	株式会社 佐藤開発	佐藤 勝幸	佐藤 勝英
同日	五四三六	シナネン株式会社	安田 貴志	三枝木俊美
同日	二七七〇	日本総合住生活株式会社 東京支社	内田 寛	帆刈 均
同日	四〇六一	株式会社 エム・テイ・イ・テイ	安藤 吉信	瓦葺 一利
同日	五四九一	株式会社 オーパス	境田 輝男	馬場功次郎
同日	五二八九	株式会社 ライクス 世田谷営業所	金子 忠	中平田 誠

東京都指定排水設備工事事業者の指定について
 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和二年十月九日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五六九三	サンエービルドシステム株式会社	山本 弘子	葛飾区堀切二丁目八番四号
五六九四	株式会社 AIR	山下 福美	西東京市栄町二丁目十番二号 三〇九号 室
五六九五	株式会社 原島工業	原島 栄造	八王子市川口町千四百八十九番地四
五六九六	株式会社 田島	田島 裕之	立川市柴崎町六丁目十八番十号
五六九七	ベスト住設株式会社	伊勢 将司	足立区江北二丁目二十九番十五号
五六九八	田中和則 田中 和則 社	田中 和則	杉並区荻窪四丁目二十五番六号

二 指定年月日

令和二年七月十五日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

